函館山鳥獣保護区特別保護地区位置図

函館山鳥獣保護区
（特別保護地区）

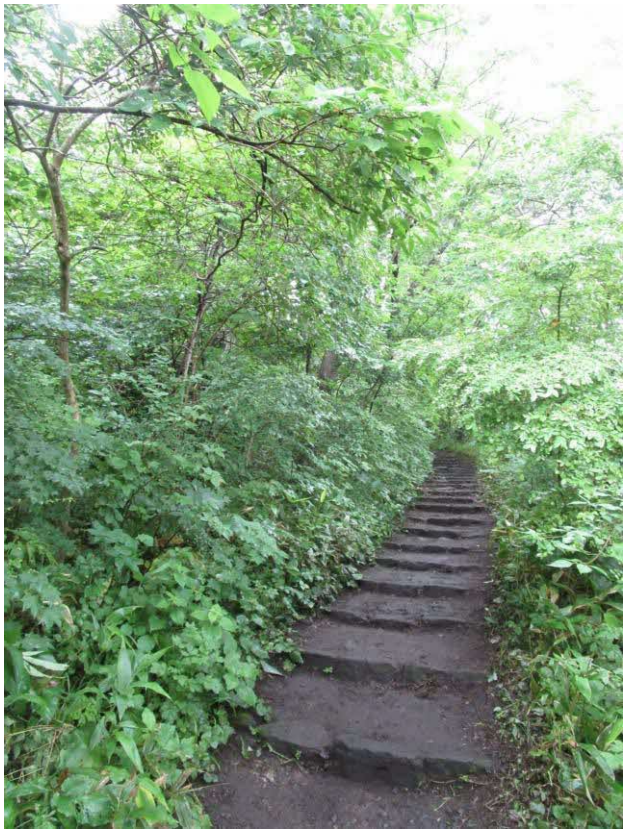

別記様式１

道指定勇駒別鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

勇駒別鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定勇駒別鳥獣保護区のうち、道有林上川南部管理区127林班３から５までの各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和４年（2022年）10月１日から令和24年（2042年）９月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該区域は、上川郡東川町に所在する旭岳の山麓部、道指定勇駒別鳥獣保護区の南西部に位置しており、トドマツを主体とし、エゾマツ、ミズナラ、ダケカンバ等の針広混交林からなる、標高約850ｍから1,150ｍの樹海である。林相の変化に富む優れた天然林であり、大雪山国立公園に含まれている。エゾライチョウ、フクロウ、ヤマゲラ等の森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

管理方針

・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　　41ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	31.42ha
農耕地	ha
水　面	2.10ha
その他	7.15ha

イ　所有者別内訳

国有地　　ha

- 国有林
  - 林野庁所管　　ha
    - 制限林　　ha
      - 保安林　　ha
      - 砂防指定地　　ha
      - その他　　ha
    - 普通林　　ha
  - 文部科学省所管　　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　　ha
  - 国土交通省　　ha

地方公共団体有地 40.67ha
- 都道府県有地　40.67ha
- 市町村有地等　　ha

私有地等　　ha

公有水面　　ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
自然公園法（大雪山国立公園）	40.67	第２種特別地域	40.67
森林法	40.67	水源涵養保安林 保健保安林	40.67 （40.67）

3　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

上川郡東川町に所在する当該地域は、道指定勇駒別鳥獣保護区の南西部に位置し、区域の全域が道有林であるほか、大雪山国立公園にも含まれる。

イ　地形、地質等

標高約850ｍから1,150ｍの樹海となっており、区域内には天女ヶ原に源流を持つ勇駒別川を有する。

ウ　植生の概要

林相は、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ等の針葉樹、ミズナラ、ダケカンバ等の広葉樹を主体とした天然の針広混交林で、森林の環境は良好である。

エ　動物相の概要

良好な林相を反映し、エゾライチョウ、ヤマゲラ等、森林性の鳥類が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
ヒグマ	1	3	1	葉菜類
エゾシカ	2	1	3	水稲、葉菜類、造林苗木

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1) 特別保護地区用制札　　1本
(2) 案　　内　　板　　1基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図並びに林班図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班面積別内訳表
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

勇駒別鳥獣保護区特別保護地区位置図

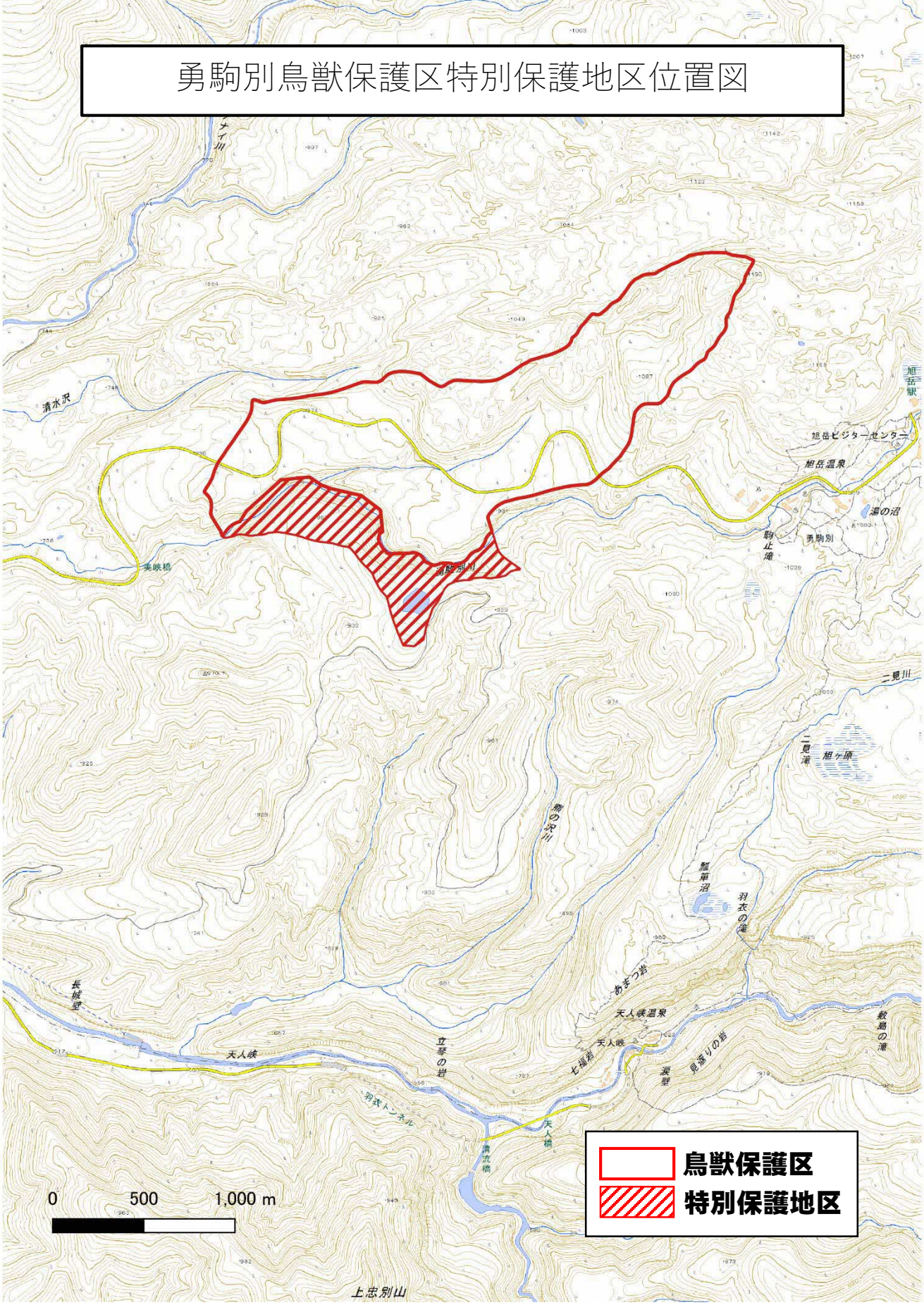

勇駒別鳥獣保護区
（特別保護地区）

別記様式１

道指定滝の湯鳥獣保護区
特別保護地区

指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 道指定鳥獣保護区の名称

滝の湯鳥獣保護区滝の湯特別保護地区

(2) 道指定鳥獣保護区の区域

道指定滝の湯鳥獣保護区のうち、国有林網走中部森林管理署1028林班ろ小班の区域

(3) 道指定鳥獣保護区の存続期間

令和４年（2022年）10月１日から令和24年（2042年）９月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該地域は、ＪＲ北海道石北本線留辺蘂駅から西約16km、滝の湯鳥獣保護区の西部に位置しており、標高480ｍ前後の山稜地である。林相は、北海道の黒松内低地帯以北の低標高地に典型的なトドマツやミズナラからなる針広混交林と、エゾイタヤやシナノキからなる落葉広葉樹林となっている。エゾライチョウ、アカゲラをはじめとした多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから､生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

管理方針

・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　　28ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	28.02ha
農耕地	ha
水　面	ha
その他	ha

イ　所有者別内訳

国有地　　28.02ha

- 国有林
  - 林野庁所管　28.02ha
    - 制限林　28.02ha
      - 保安林　　28.02ha
      - 砂防指定地　　ha
      - その他　　ha
    - 普通林　　ha
  - 文部科学省所管　　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　　ha
  - 国土交通省　　ha

地方公共団体有地　　ha
- 都道府県有地　　ha
- 市町村有地等　　ha

私有地等　　ha

公有水面　　ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地　種　区　分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
森林法（保安林）	28.02	保健保安林	28.02

3　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

北見市に所在する当該地域は、ＪＲ北海道石北本線留辺蘂駅から西約16㎞、滝の湯鳥獣保護区の西部に位置し、区域のすべてが国有林である。

イ　地形、地質等

標高480ｍ前後の丘陵地である。

ウ　植生の概要

北海道の黒松内低地帯以北の低標高地に典型的な下部針広混交林（主に針葉樹のトドマツと広葉樹のミズナラ、エゾイタヤ、シナノキ等が混生した森林）と、エゾイタヤやシナノキからなる落葉広葉樹林に被われており、森林の環境は良好である。

エ　動物相の概要

良好な林相を反映し、エゾライチョウ、アカゲラをはじめとした森林性の鳥獣が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R01年度	R02年度	R03年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1)　特別保護地区用制札　　３本
(2)　案　　内　　板　　１基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図並びに林班図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班別面積内訳表
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

滝の湯鳥獣保護区特別保護地区位置図

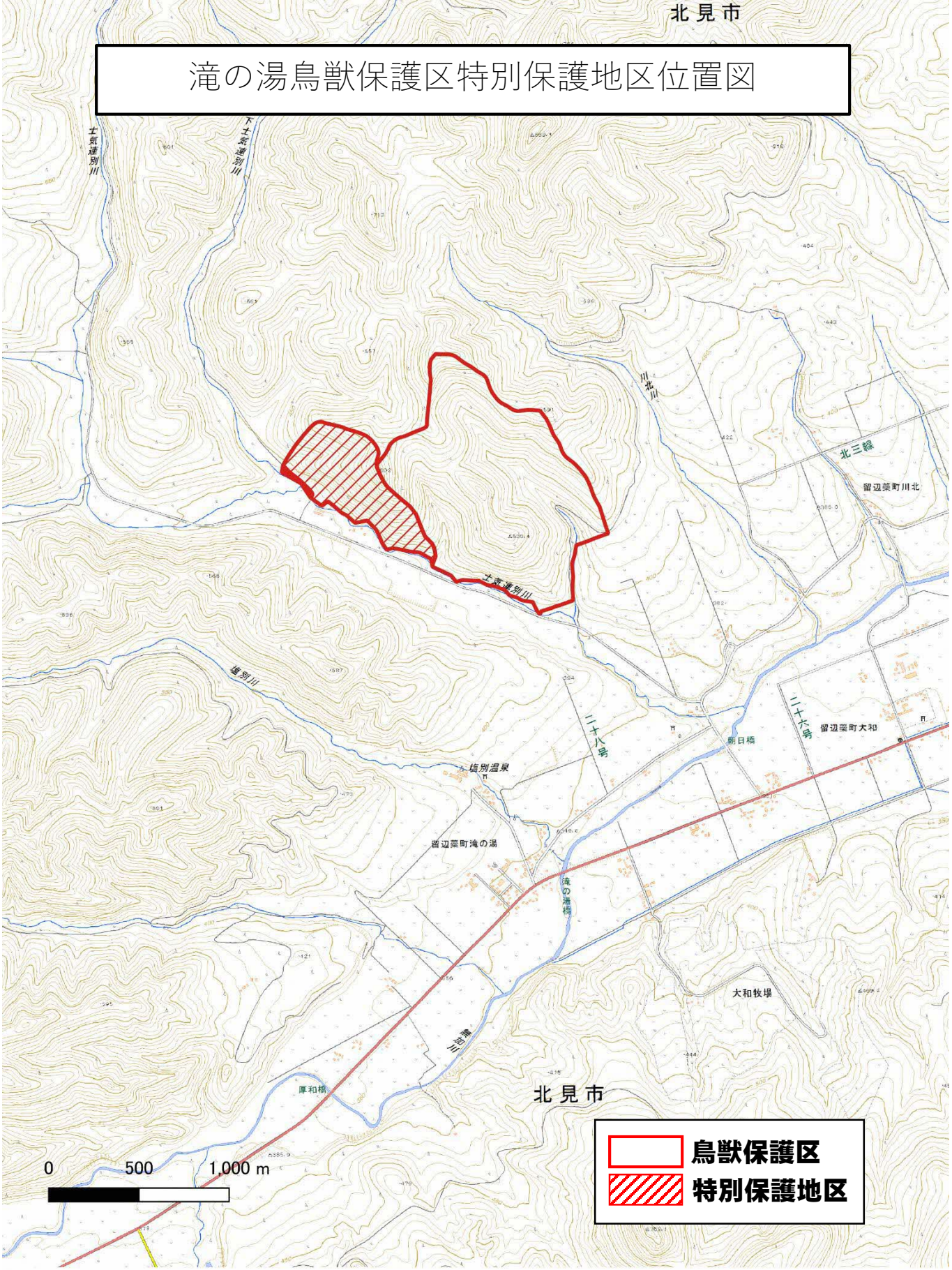

滝の湯鳥獣保護区
（特別保護地区）

別記様式１

道指定栄浦鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道